

環境の状況

Ⅲ 廃棄物に関するデータ

1 ごみ処理事業

(1) 現況

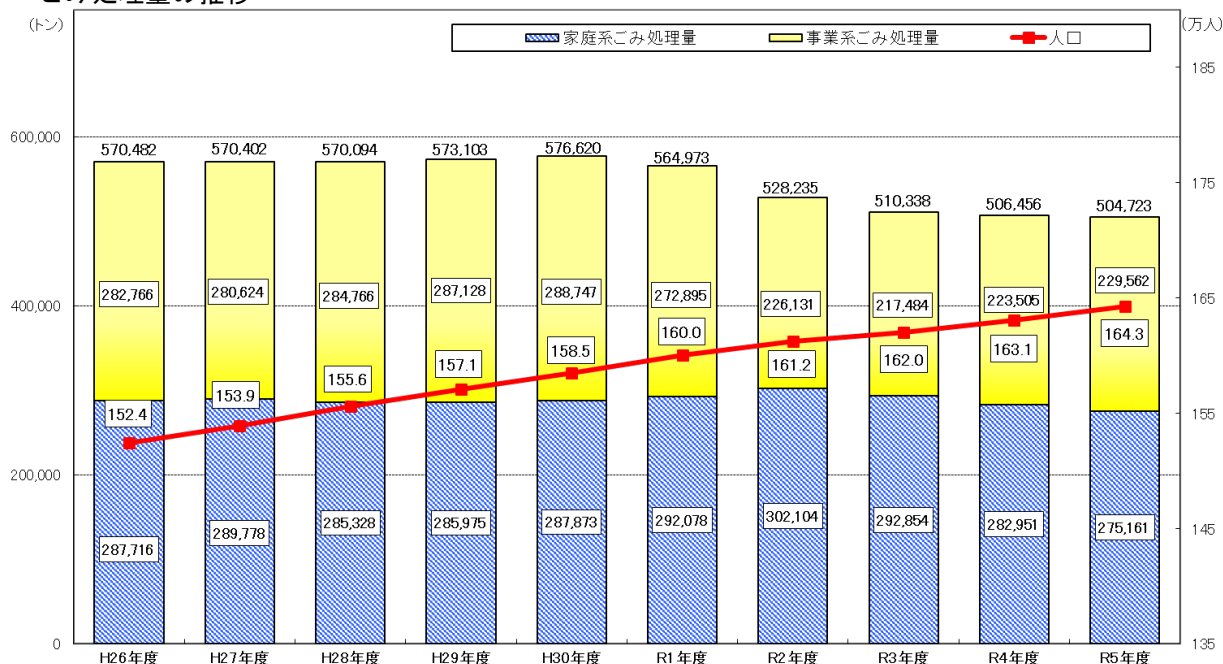
令和3年8月に策定した「循環のまち・ふくおか推進プラン（第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画）」において、令和12年度までに、令和元年度に比べ、ごみ処理量を3.5万トン削減する目標を掲げており、目標の達成に向け、市民・事業者・行政の適切な役割分担のもと、発生抑制、再使用に重点をおいた3Rの取組みを推進するとともに、可燃ごみ組成の上位3品目である古紙、プラスチックごみ、食品廃棄物の3種類を重点3品目と位置付け、重点的に減量施策を実施しているところである。

令和5年度のごみ処理量は、家庭系ごみ約27万5千トン、事業系ごみ約23万トン、合計約50万5千トンとなり、前年度と比べて約2千トン減少した。

家庭系ごみについては、新聞や雑誌・広告等の古紙が減少したことやプラスチック資源循環促進法の施行を受け、市民、事業者の取組み等が進んだことなどから、処理量は前年度から約8千トン減少した。今後も引き続き、雑がみがリサイクルできることの認知度向上や家庭での食品ロス削減、令和8年度以降のプラスチックごみの分別収集導入に向けた収集運搬やりサイクル体制の構築など、重点3品目に重点を置いた減量施策を実施していく必要がある。

事業系ごみについては、古紙の分別区分追加による資源化の推進や、自己搬入ごみの事前登録制度開始によるごみ減量の取組みなどが進んだ一方で、経済活動の再開など新型コロナウイルス感染症の影響が縮小したことにより、前年度から約6千トン増加した。今後も古紙分別の適正排出を一層進めるとともに、「福岡エコ運動」等による食品ロス削減など、更なるごみ減量施策に取り組む必要がある。

ごみ処理量の推移



※「ごみ処理量」とは、ごみ排出量のうち、資源物及び地震や水害などの罹災ごみ等を除いた量

市民1人1日あたりの家庭系ごみ処理量（家庭系ごみ原単位）

(g/人・日)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
家庭系ごみ原単位	517	515	502	499	498	499	513	495	475	458

1事業所1日あたりの事業系ごみ処理量（事業系ごみ原単位）

(kg/所・日)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
事業系ごみ原単位	15.2	14.6	14.5	14.1	13.8	12.6	10.3	9.6	9.6	9.8

※令和5年度の事業系ごみ原単位については、令和5年度の事業所数（法人市民税における課税事業所数）が公表前であるため、令和4年度の事業所数を用いて算出している。

(2) ごみの収集・搬入

① 家庭系ごみ

家庭から排出されるごみについては、次の4つに分別し、収集を行っている。

また、可燃ごみ、不燃ごみ、空きびん・ペットボトルについて、希望する市民に、平成20年10月からはごみ出し日をお知らせするメール配信サービス、平成29年4月からはLINEを活用した情報配信サービスを実施している。

ア 可燃ごみ

家庭から排出される台所のごみなどの可燃ごみは、市長が定めるごみ袋で各家庭が週2回、家の前など決められた場所に持ち出し、令和6年4月現在計164台の委託収集車で夜間収集を行っている。

イ 不燃ごみ

家庭から排出される缶などの不燃ごみは、市長が定めるごみ袋で各家庭が月1回、家の前など決められた場所に持ち出し、令和6年4月現在計26台の委託収集車で夜間収集を行っている。

ウ 粗大ごみ

家庭から排出される家具や家電製品などの粗大ごみは、各家庭が電話、インターネット又はLINEで粗大ごみ受付センターに申し込み、指定された日に粗大ごみ処理券(有料)(手数料をオンラインで納付する場合は必要事項を記入した紙)を貼付して、家の前など指定された場所に持ち出し、令和6年4月現在計45台の委託収集車で昼間収集を行っている。平成13年6月1日からは、持ち出すことが困難な高齢者や障がい者などについては、屋内や玄関前から収集する持ち出しサービス(有料)を実施している。

(平成17年10月から土曜日収集を開始し、週6日の収集体制。)

エ 空きびん・ペットボトル

家庭から排出される空きびん・ペットボトルは、市長が定めるごみ袋で各家庭が月1回、家の前など決められた場所に持ち出し、令和6年4月現在計27台の委託収集車で夜間収集を行っている。

集められた空きびん・ペットボトルは、透明のびん、茶色のびん、その他のびん、ペットボトルに分類し、再商品化事業者引き渡している。

② 事業系ごみ

ア 会社・商店等のごみ

会社・商店等のごみについては、ごみが識別できる容器(可燃用・不燃用・古紙用)により排出し、収集については、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者13業者の収集車139台で、主に夜間収集している。

また、廃油・廃プラスチック類等の産業廃棄物は、事業者が自ら処理するか産業廃棄物許可業者へ委託して処理している。

イ 市の公共施設のごみ

市立小・中学校や市の庁舎などから排出されるごみについては、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物収集運搬業者により昼間収集している。

③ 公共系ごみ

ア 道路清掃等

昭和42年7月から、市内主要幹線道路について、ロードスweepによる清掃（委託）を開始し、令和6年4月現在10台、対象路線370.4kmで実施している。

また、ロードスweepによる清掃が困難な市街地等については、昭和47年から人力による清掃（委託）を開始し、令和6年4月現在、対象路線は78.8kmとなっている。

イ 河川清掃

昭和30年から清掃船による河川の浮遊ごみの清掃（委託）を実施しており、令和6年4月現在清掃船3隻で、市街地を流れる那珂川2.5km（那の津大橋～柳橋）、御笠川1.5km（千鳥橋～緑橋）、博多川1.3km（全域）の3河川5.3kmについて月に21日清掃を行っている。

ウ 堆積ごみ（不法投棄ごみ等）

不法投棄、町内清掃、ボランティア清掃、災害等で発生した堆積ごみについては、各区役所及び委託業者が収集している。

エ 犬猫等の死体収集

犬猫等の死体収集については、飼主があるものは1体1,000円で許可業者が有料収集し、飼主不明で路上等の放置死体については、委託業者が収集している。

④ 自己搬入ごみ

市民や事業者によって、工場や埋立場等に直接持ち込まれる一般廃棄物に加え、市の条例で定める産業廃棄物（中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者（市内に事務所又は事業所を有するものに限る）が市内において排出した産業廃棄物のうち、廃プラスチック類、繊維くず等）を有料で受け入れている。

⑤ 市外受託ごみ

廃棄物処理などで相互協力関係にある自治体については、次のとおり処理を受託している。

久山町 昭和40年11月から可燃ごみ、昭和63年4月から不燃ごみの処理受託

那珂川市 昭和53年7月から不燃ごみの処理受託

⑥ 参考図表

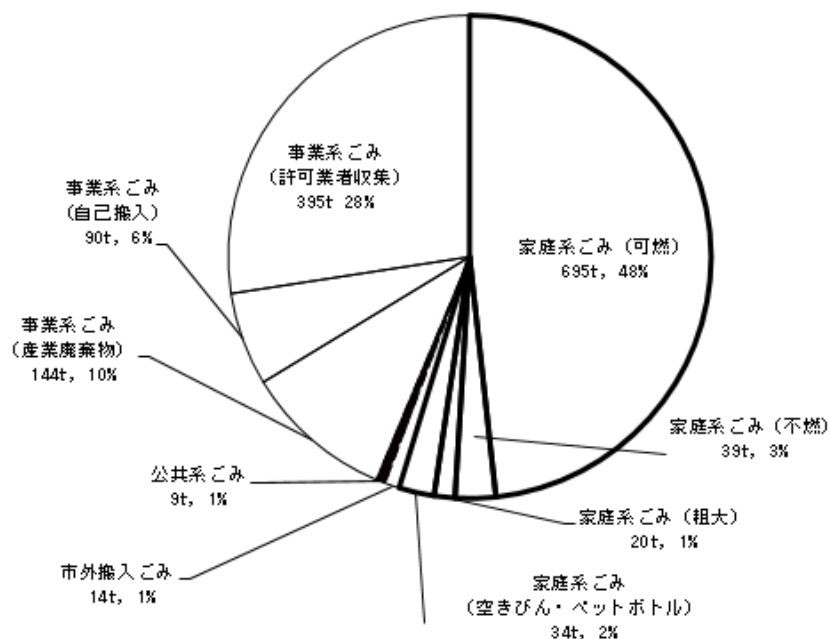
ア 収集運搬計画

ごみ収集対象世帯数 877, 520世帯（令和6年4月現在）

区 分	処理主体	収集区域の範囲	収集回数	収集の方法	搬 入 先
家庭系ごみ	可燃ごみ	市（委託） 本市の域 本区	週2回	戸別収集 （集合住宅等はステーション収集）	工場
	不燃ごみ		月1回		資源化センター
	空きびん・ペットボトル		月1回		びん・ペットボトル中継保管施設 又は西部選別処理施設
	粗大ごみ		申込の都度		工場又は資源化センター又は3Rステーション
事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者又は排出者	随 時	戸別収集又は自己搬入	工場又は埋立場 一部については資源化センター
	不燃ごみ			戸別収集、自己搬入又は古紙回収業者が指定する方法	古紙再資源化施設
	古 紙	許可業者、排出者又は古紙回収業者			
公共系ごみ	道路清掃ごみ	市（委託）	週6回～月1回		工場又は埋立場 一部については資源化センター
	街路清掃ごみ		月3回～月1回		
	河川清掃ごみ		月21日		
	不法投棄等の堆積ごみ	市（委託）	随 時		焼却処理施設
	犬猫等の死体	市（委託）及び許可業者	随 時		

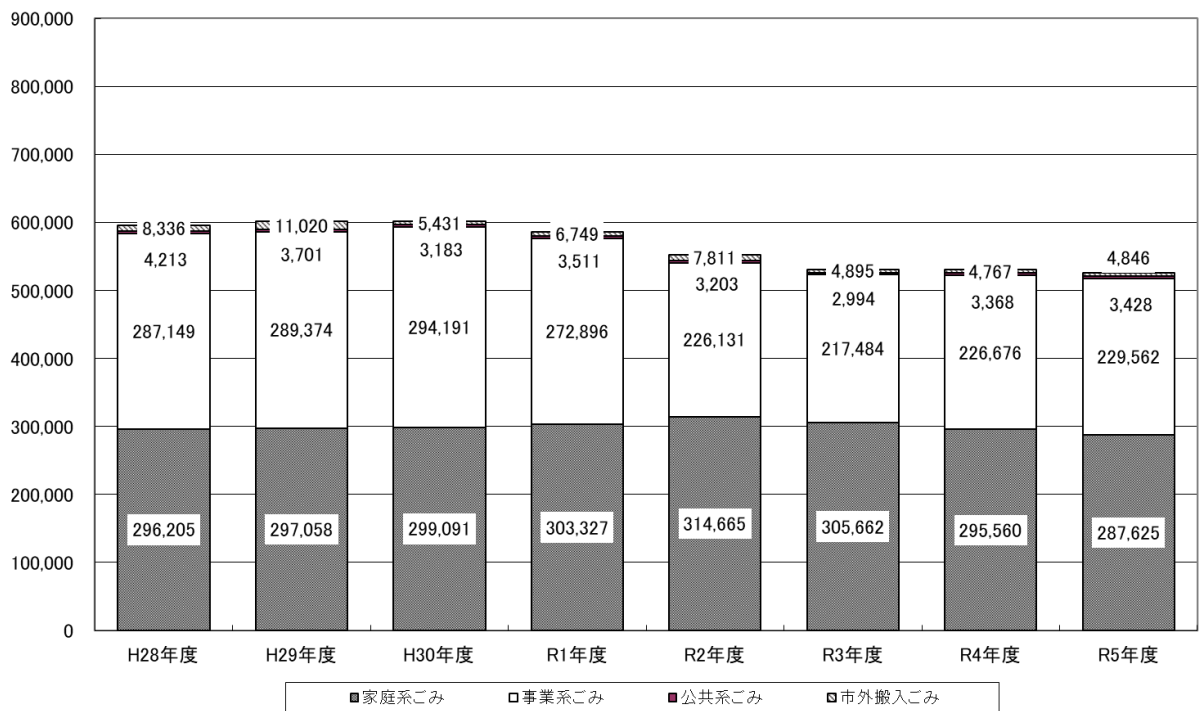
イ ごみ排出形態別収集搬入量比（令和5年度実績）

福岡市に搬入されるごみ量は日量換算で1,440tである。その形態別の収集搬入量は以下のように分類される。



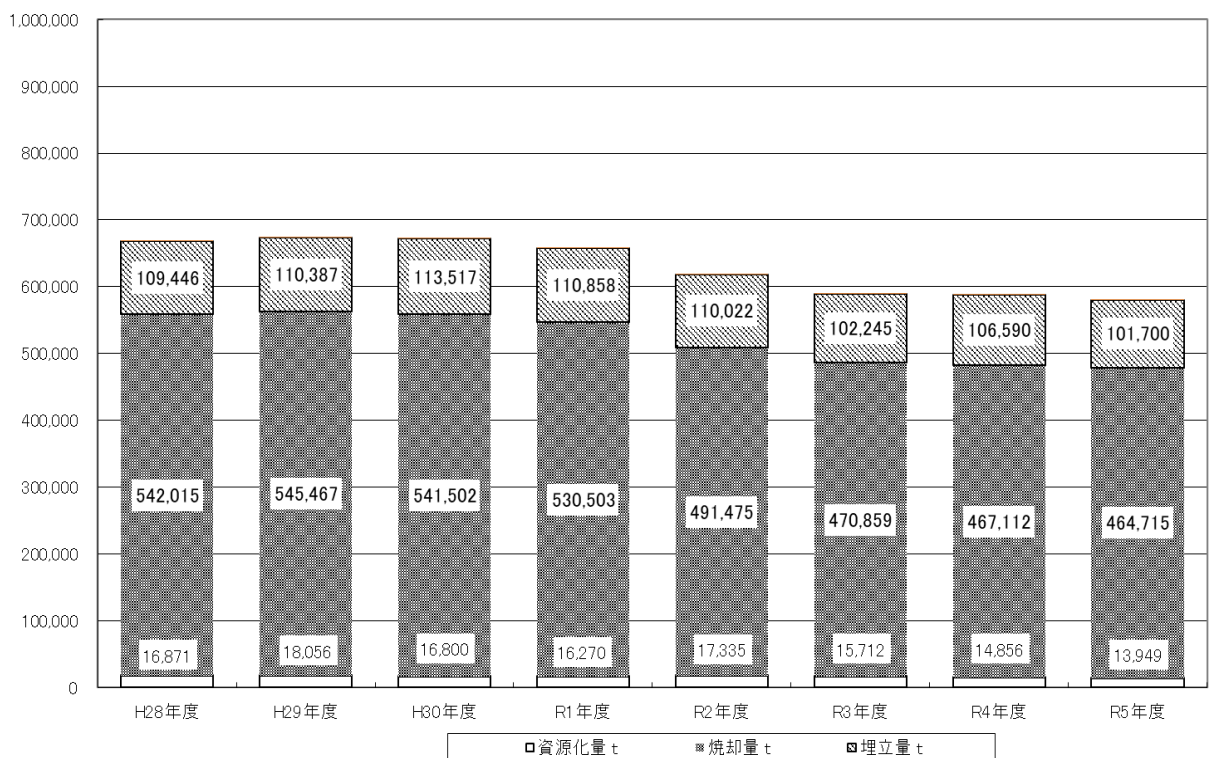
ウ ごみ収集・搬入量（形態別）の推移

収集・搬入量(t)



エ ごみ処理・処分量の推移

処理・処分量



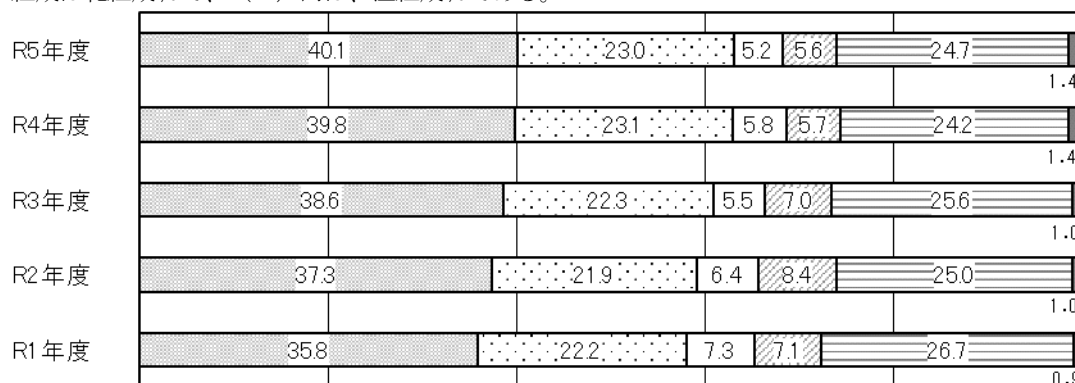
オ ごみの組成・発熱量

(ア) 可燃ごみの組成及び発熱量（家庭ごみ、事業系ごみ）

（単位：％）

区分	年度	R1	R2	R3	R4	R5
紙類		40.8(35.8)	40.8(37.3)	42.7(38.6)	40.7(39.8)	41.6(40.1)
高分子類		29.5(22.2)	28.3(21.9)	29.2(22.3)	29.9(23.1)	30.2(23.0)
木片・わら類		6.3(7.3)	5.6(6.4)	4.6(5.5)	5.5(5.8)	4.8(5.2)
繊維類		9.6(7.1)	11.0(8.4)	9.0(7.0)	7.1(5.7)	7.1(5.6)
雑物		12.3(26.7)	12.6(25.0)	13.1(25.6)	14.6(24.2)	14.0(24.7)
不燃物		1.5(0.9)	1.7(1.0)	1.4(1.0)	2.2(1.4)	2.3(1.4)
計		100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)
水分		40.6	40.2	38.4	39.9	40.0
低位発熱量 (kJ/kg)		11,900	11,700	12,500	11,800	12,000
〃 (kcal/kg)		2,830	2,800	2,990	2,820	2,880

組成は乾組成％で、（ ）内は、湿組成％である。



□紙類(湿組成) □高分子類(湿組成) □木片・わら類(湿組成) □繊維類(湿組成) □雑物(湿組成) ■不燃物(湿組成)

資料：本市各工場のごみ分析結果をそれぞれの焼却量で加重平均したもの。

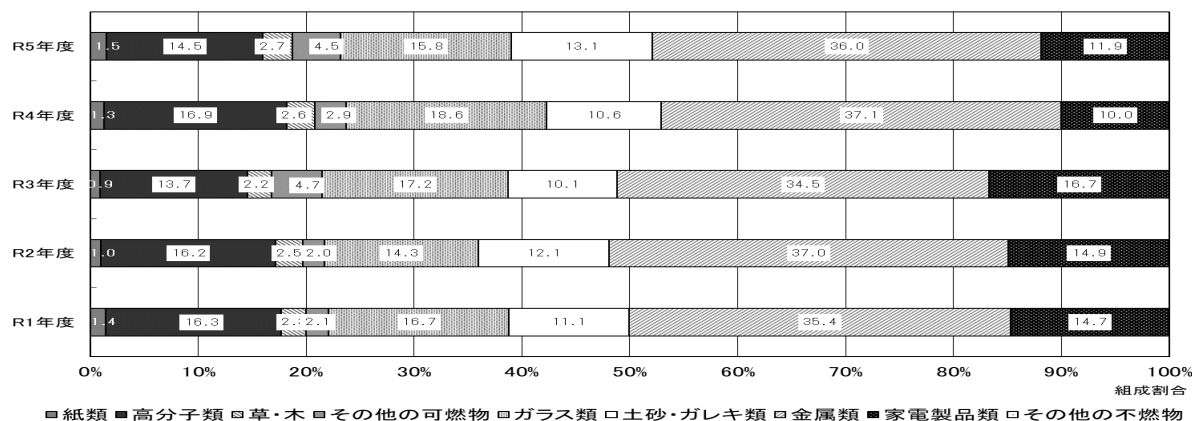
(イ) 不燃ごみの組成（家庭ごみ、事業系ごみ）

（単位：％）

区分	年度	R1	R2	R3	R4	R5
紙類		1.4	1.0	0.9	1.3	1.5
高分子類		16.3	16.2	13.7	16.9	14.5
草・木		2.3	2.5	2.2	2.6	2.7
その他の可燃物		2.1	2.0	4.7	2.9	4.5
ガラス類		16.7	14.3	17.2	18.6	15.8
土砂・ガレキ類		11.1	12.1	10.1	10.6	13.1
金属類		35.4	37.0	34.5	37.1	36.0
家電製品類		14.7	14.9	16.7	10.0	11.9
その他の不燃物		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計		100	100	100	100	100

組成は湿組成％である。

資料：本市各資源化センターのごみ分析結果をそれぞれの処理量で加重平均したもの。



□紙類 ■高分子類 □草・木 □その他の可燃物 □ガラス類 □土砂・ガレキ類 □金属類 ■家電製品類 □その他の不燃物

カ ごみ処理量の内訳

(単位：トン)

			H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
家庭ごみ			可燃ごみ		269, 622	271, 195	265, 964	265, 679	265, 825	268, 796	274, 666	268, 065	260, 306	253, 538
			不燃ごみ		14, 184	14, 331	14, 868	15, 524	16, 440	17, 014	19, 787	17, 041	15, 275	14, 339
			粗大ごみ	可燃	1, 649	1, 740	1, 742	1, 883	2, 175	2, 380	2, 924	2, 805	2, 648	2, 558
				不燃	2, 261	2, 512	2, 754	2, 889	3, 433	3, 888	4, 727	4, 943	4, 722	4, 726
			計		287, 716	289, 778	285, 328	285, 975	287, 873	292, 078	302, 104	292, 854	282, 951	275, 161
			人口（人） （10月1日現在推計人口） 家庭ごみ原単位 （g/人・日）		1, 524, 053	1, 538, 681	1, 555, 731	1, 571, 091	1, 585, 307	1, 600, 463	1, 612, 392	1, 619, 585	1, 631, 409	1, 642, 571
			517	515	502	499	498	499	513	495	475	458		
事業系 ごみ	一般廃棄物	可燃ごみ	220, 869	219, 682	221, 581	211, 691	207, 914	199, 222	159, 284	153, 588	160, 019	164, 655		
		不燃ごみ	20, 219	19, 659	20, 914	17, 775	17, 511	17, 737	14, 476	12, 824	13, 022	12, 481		
	産業廃棄物	可燃ごみ	34, 226	31, 798	31, 318	44, 214	48, 007	40, 982	34, 922	30, 944	28, 339	28, 629		
		不燃ごみ	7, 452	9, 485	10, 953	13, 448	15, 315	14, 954	17, 449	20, 128	22, 125	23, 797		
			計	282, 766	280, 624	284, 766	287, 128	288, 747	272, 895	226, 131	217, 484	223, 505	229, 562	
可燃ごみ計			526, 366	524, 415	520, 605	523, 467	523, 921	511, 380	471, 796	455, 402	451, 312	449, 380		
不燃ごみ計			44, 116	45, 987	49, 489	49, 636	52, 699	53, 593	56, 439	54, 936	55, 144	55, 343		
合計			570, 482	570, 402	570, 094	573, 103	576, 620	564, 973	528, 235	510, 338	506, 456	504, 723		

※「ごみ処理量」とは、ごみ排出量のうち、資源物及び地震や水害などの罹災ごみ等を除いた量

キ ごみのリサイクル量の内訳

(単位：トン)

			H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
家庭	地域集団回収等		32, 273	30, 505	28, 210	26, 149	24, 412	23, 294	20, 845	19, 635	18, 679	17, 363
	公共施設での拠点回収 (空き缶、空きびん・ペットボトルを除く)		1, 880	1, 791	1, 662	1, 542	1, 486	1, 460	1, 440	1, 445	1, 370	1, 304
	新聞社自主回収		5, 947	6, 223	7, 390	6, 667	6, 339	5, 799	5, 181	4, 902	4, 595	3, 868
	空きびん・ペットボトルの資源化		6, 445	6, 529	6, 728	7, 205	7, 284	7, 298	7, 311	7, 211	7, 506	7, 254
	スーパーマーケット等による店頭回収		1, 556	1, 471	977	1, 898	2, 754	2, 927	2, 066	3, 236	2, 671	2, 391
	鉄・アルミの資源化（C）		4, 695	4, 428	5, 023	5, 715	5, 989	6, 347	8, 175	6, 698	5, 374	4, 760
	廃食用油のボックス回収（公民館）		1	1	2	2	3	2	2	2	2	1
	蛍光管・乾電池のボックス回収（家電量販店等）		—	9	20	25	38	42	42	49	37	42
	使用済小型家電回収			45	46	57	84	104	132	104	100	103
	小 計		52, 797	51, 002	50, 058	49, 260	48, 389	47, 273	45, 194	43, 282	40, 334	37, 086
事業系	大規模事業者の古紙回収		79, 300	77, 400	77, 900	76, 500	75, 500	72, 900	68, 600	70, 000	69, 922	68, 989
	小規模事業者の古紙及び機密書類の資源化促進		81, 354	94, 186	92, 400	98, 251	96, 859	86, 543	77, 338	87, 202	72, 579	72, 676
	市庁舎内古紙回収		1, 562	1, 585	1, 523	1, 447	1, 605	1, 696	1, 723	1, 784	1, 676	1, 664
	市直営資源回収（空きびん・ペットボトル）		30	31	34	29	27	21	22	24	26	28
	公共施設資源回収（蛍光管・乾電池）		12	9	9	9	9	8	7	8	6	6
	緑のリサイクル		4, 110	4, 043	2, 358	2, 227	5, 471	9, 959	11, 638	14, 126	14, 702	15, 482
	鉄・アルミの資源化（C）		2, 766	2, 747	2, 815	2, 767	2, 626	2, 508	1, 800	1, 792	1, 965	1, 921
	工場での古紙回収（C）		216	193	176	153	134	110	39	0	0	0
	食品残さの回収		7, 974	9, 120	9, 135	9, 838	9, 535	8, 879	6, 683	7, 725	9, 532	10, 533
	大規模事業者の食用油回収		—	—	—	—	—	—	—	—	690	852
	大規模事業者のプラスチック類回収		—	—	—	—	—	—	—	—	4, 343	4, 583
	事業所資源回収（古紙、食品残さを除く）		19, 100	19, 300	17, 400	16, 700	17, 200	17, 700	14, 900	15, 300	5, 457	5, 075
	小 計		196, 424	208, 614	203, 750	207, 921	208, 966	200, 324	182, 750	197, 961	180, 898	181, 809
	ごみのリサイクル量（A） （上記項目の合計）		249, 221	259, 616	253, 808	257, 181	257, 355	247, 597	227, 944	241, 243	221, 232	218, 895
ごみ処理量（B） （空きびん・ペットボトルの残渣等を含む）		574, 364	574, 541	574, 219	576, 953	580, 509	568, 919	533, 477	515, 925	511, 550	509, 922	
ごみ発生量（A＋B－C＝D）		815, 908	826, 789	820, 013	825, 499	829, 115	807, 551	751, 407	748, 678	725, 443	722, 136	
ごみのリサイクル率（A/D）		30. 5%	31. 4%	31. 0%	31. 2%	31. 0%	30. 7%	30. 3%	32. 2%	30. 5%	30. 3%	

※Cについては、福岡市施設でごみとして処理された後にリサイクルされていることから、ごみ処理量（B）に含まれていることとなり、二重計上を避けるため、ごみ発生量から差し引いている。

※鉄・アルミの資源化については、処理施設への搬入量で家庭ごみと事業系ごみに按分した。

※大規模事業者の食用油回収は令和3年度までは食品残さの回収等に計上されていたが、令和4年度から別途計上している。

※大規模事業者のプラスチック類回収は令和3年度までは事業所資源回収（古紙、食品残さを除く）に計上されていたが、令和4年度から別途計上している。

(3) ごみ処理量の推移

① ごみ区分別

年 度				H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
総 人 口（10月1日現在推計人口）				1,524,053	1,538,681	1,555,731	1,571,091	1,585,307	1,600,463	1,612,392	1,619,585	1,631,409	1,642,571	
収集搬入量	市内分	① 家庭系ごみ	可燃ごみ	委 託	269,622	271,195	265,964	265,679	265,825	268,796	274,666	268,065	260,306	253,538
			不燃ごみ	委 託	14,184	14,331	14,868	15,524	16,440	17,014	19,787	17,041	15,275	14,339
			粗大ごみ	委 託	3,910	4,252	4,496	4,772	5,608	6,268	7,651	7,748	7,370	7,284
			資源ごみ	委 託 等	10,330	10,676	10,877	11,083	11,218	11,249	12,561	12,808	12,609	12,464
			計		298,046	300,454	296,205	297,058	299,091	303,327	314,665	305,662	295,560	287,625
		(割合)		54.5%	54.8%	54.3%	55.8%	56.2%	57.9%	64.0%	64.3%	62.2%	61.4%	
		② 事業系ごみ	一般廃棄物	直 営	4,258	3,214	3,212	2,982	1,670	211	0	0	0	0
				許 可	165,391	164,837	162,735	161,755	161,096	160,858	126,879	127,707	138,434	144,290
				自 搬	71,439	71,290	76,548	64,729	66,035	55,890	46,881	38,705	37,778	32,846
			資源ごみ	直 営	55	46	41	26	8	1	0	0	0	0
				委 託	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0
				許 可	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				自 搬	4,093	4,017	2,341	2,219	717	0	0	0	0	0
			計		245,238	243,405	244,878	231,712	229,527	216,960	173,760	166,412	176,212	177,136
			(割合)		44.8%	44.4%	44.9%	43.5%	43.2%	41.4%	35.3%	35.0%	37.1%	37.8%
		③ 公共系ごみ	堆積ごみ	直 営	1,259	1,145	1,086	814	252	241	76	64	50	54
				委 託	1,861	2,212	2,235	2,133	2,187	2,450	2,262	2,228	2,549	2,656
			計		3,120	3,357	3,321	2,947	2,439	2,691	2,338	2,292	2,599	2,710
			道路・街路くずかご清掃ごみ	委 託	700	910	748	693	684	754	805	651	718	665
			河川清掃ごみ	委 託	244	208	144	61	60	66	60	51	51	53
			計		4,064	4,475	4,213	3,701	3,183	3,511	3,203	2,994	3,368	3,428
		(割合)		0.7%	0.8%	0.8%	0.7%	0.6%	0.7%	0.7%	0.6%	0.7%	0.7%	
	市外分	④ (①+②+③)	一般廃棄物 市内収集搬入合計	可燃	495,261	496,097	492,688	482,251	479,547	473,577	439,719	427,215	426,064	423,927
				不燃	37,598	37,494	39,343	36,887	40,307	38,969	39,346	35,043	36,465	31,795
				資源ごみ	14,489	14,743	13,265	13,334	11,947	12,252	12,563	12,810	12,611	12,467
			計		547,348	548,334	545,296	532,472	531,801	523,798	491,628	475,068	475,140	468,189
			(割合)		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		⑤ 産業廃棄物 自己搬入量		可燃	34,226	31,798	31,318	44,214	48,007	40,982	34,922	30,944	28,339	28,629
				不燃	7,452	9,485	10,953	13,448	16,657	14,954	17,449	20,128	22,125	23,797
				資源ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			計		41,678	41,283	42,271	57,662	64,664	55,936	52,371	51,072	50,464	52,426
		⑥ (④+⑤)	市内収集搬入 総合計	可燃	529,487	527,895	524,006	526,464	527,554	514,559	474,641	458,159	454,403	452,556
				不燃	45,051	46,979	50,296	50,335	56,964	53,923	56,795	55,171	58,590	55,592
	資源ごみ			14,488	14,743	13,265	13,334	11,947	11,252	12,563	12,810	12,611	12,467	
	計			589,026	589,617	587,567	590,133	596,465	579,734	543,999	526,140	525,604	520,615	
	市外搬入量	⑦		可燃	90,541	60,107	7,825	10,498	4,892	6,156	7,198	4,350	4,240	4,316
				不燃	468	533	511	522	539	593	613	545	527	530
				資源ごみ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				計	91,010	60,640	8,336	11,020	5,431	6,749	7,811	4,895	4,767	4,846
		⑥+⑦ 収集搬入総量		可燃	620,028	588,002	531,831	536,961	532,446	520,715	481,839	462,509	458,643	456,872
	不燃			45,519	47,512	50,807	50,858	57,503	54,516	57,408	55,716	59,117	56,122	
	資源ごみ			14,489	14,743	13,265	13,334	11,947	11,252	12,563	12,810	12,611	12,467	
	計			680,036	650,257	595,903	601,153	601,896	586,483	551,810	531,035	530,371	525,461	
処理に伴い発生 する廃棄物		不燃ごみからの破砕可燃物		7,636	8,471	8,857	7,375	7,875	8,508	8,128	6,723	6,889	6,295	
			焼却灰等	82,706	76,846	71,921	72,789	70,504	71,277	65,762	60,111	61,162	58,990	
			焼 却	629,689	599,074	542,015	545,467	541,502	530,503	491,475	470,859	467,112	464,715	
			埋 立	116,293	111,199	109,446	110,387	113,517	110,858	110,022	102,245	106,590	101,700	
処理・処分量		資源化		16,666	15,854	16,871	18,056	16,800	16,270	17,335	15,712	14,856	13,949	
			計	762,648	726,127	668,332	673,910	671,819	657,631	618,832	588,816	588,558	580,364	

② 収集形態別

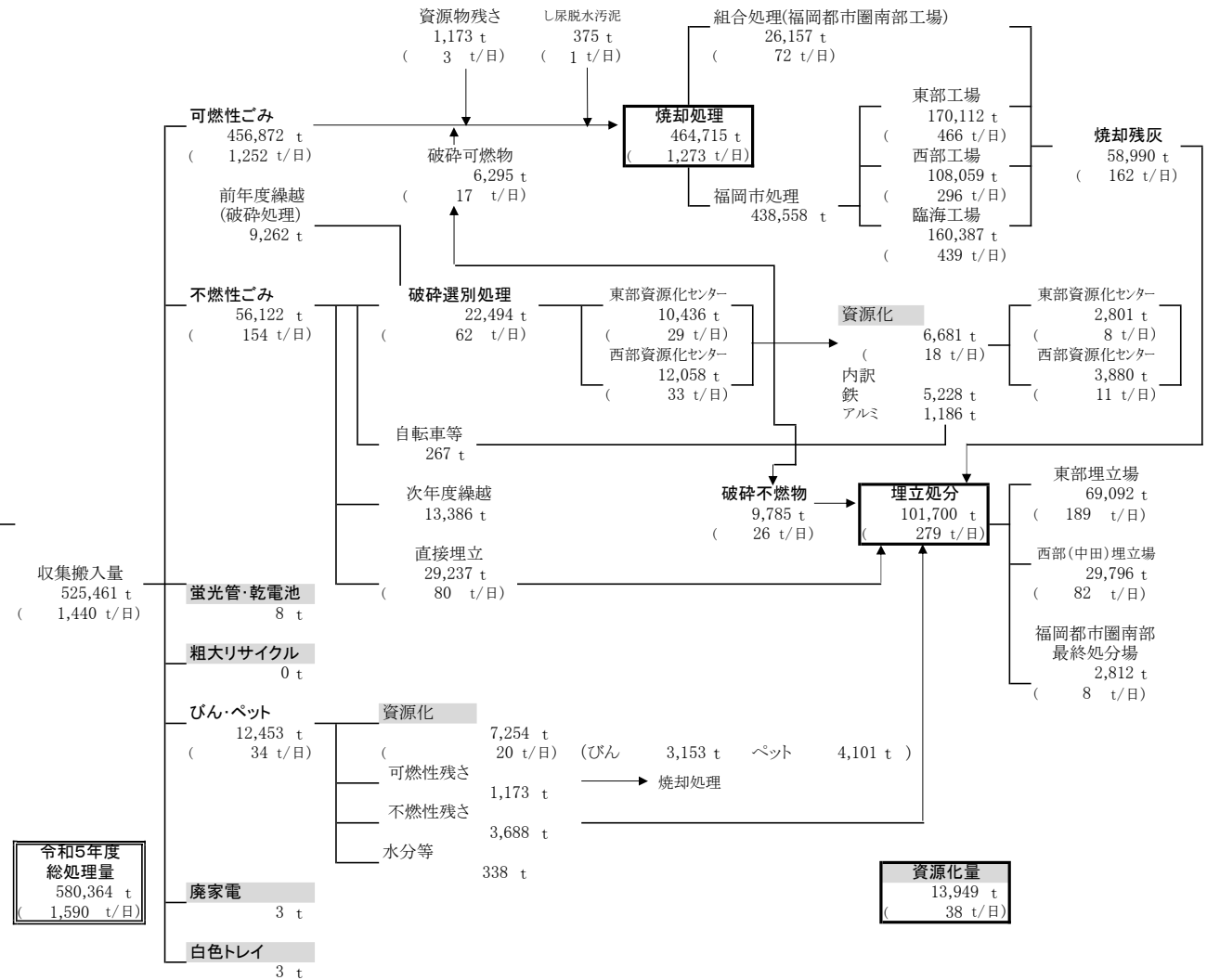
(単位：t)

年度	区 分	市内分収集搬入量						市外からの 搬 入	焼却灰	その他 (不燃物譲渡等)	総 量		対前年度比 (%)
		計	直 営	委 託	許 可	自己搬入	うち産業廃棄物				合計	日量	
H26	合 計	589,026	5,572	300,853	165,391	117,210	41,678	91,010	82,706	△ 94	762,648	2,090	100.4
	可燃物	529,487	3,424	273,782	159,623	92,658	34,226	90,541	—	—	620,028	1,699	100.0
	不燃物	45,051	2,085	16,739	5,768	20,459	7,452	468	82,706	50	128,275	351	102.0
	資源ごみ	14,488	63	10,332	0	4,093	0	1	—	△ 144	14,345	40	103.1
H27	合 計	589,617	4,405	303,785	164,837	116,590	41,283	60,640	76,846	△ 976	726,127	1,984	95.2
	可燃物	527,895	2,896	275,852	159,082	90,065	31,798	60,107	—	—	588,002	1,607	94.8
	不燃物	46,979	1,460	17,256	5,755	22,508	9,485	533	76,846	△ 886	123,472	337	96.3
	資源ごみ	14,743	49	10,677	0	4,017	0	0	—	△ 90	14,653	40	102.1
H28	合 計	587,567	4,527	299,145	162,735	121,160	42,271	8,336	71,921	44	667,868	1,830	92.0
	可燃物	524,006	2,866	270,587	156,341	94,212	31,318	7,825	—	—	531,831	1,457	90.4
	不燃物	50,296	1,426	17,869	6,394	24,607	10,953	511	71,921	181	122,909	337	99.5
	資源ごみ	13,265	235	10,689	0	2,341	0	0	—	△ 137	13,128	36	89.6
H29	合 計	590,133	4,020	299,748	161,755	124,610	57,662	11,020	69,310	△ 512	669,951	1,835	100.3
	可燃物	526,464	2,553	270,167	156,444	97,300	44,214	10,498	—	—	536,962	1,471	101.0
	不燃物	50,335	1,239	18,694	5,311	25,091	13,448	522	69,310	△ 428	119,739	328	97.4
	資源ごみ	13,334	228	10,887	0	2,219	0	0	—	△ 85	13,249	36	100.9
H30	合 計	596,465	2,152	301,801	161,096	131,416	64,664	5,431	70,504	0	672,400	1,842	100.4
	可燃物	527,555	1,352	270,688	155,818	99,697	48,007	4,892	0	—	532,447	1,459	99.2
	不燃物	56,963	568	20,115	5,278	31,002	16,657	539	70,504	0	128,006	350	106.9
	資源ごみ	11,947	232	10,998	0	717	0	0	0	0	11,947	33	90.2
R1	合 計	579,734	637	306,413	160,858	111,826	55,936	6,749	71,277	0	657,760	1,797	97.8
	可燃物	514,559	341	274,192	155,565	84,461	40,982	6,156	—	—	520,715	1,423	97.8
	不燃物	53,923	110	21,155	5,293	27,365	14,954	593	71,277	0	125,793	343	98.3
	資源ごみ	11,252	186	11,066	0	0	0	0	—	0	11,252	31	94.2
R2	合 計	543,999	76	317,792	126,879	99,252	52,371	7,811	65,762	0	617,572	1,691	94.1
	可燃物	474,641	65	280,370	122,913	71,293	34,922	7,198	—	—	481,839	1,320	92.8
	不燃物	56,795	9	24,861	3,966	27,959	17,449	613	65,762	0	123,170	337	98.3
	資源ごみ	12,563	2	12,561	0	0	0	0	—	0	12,563	34	109.7
R3	合 計	526,140	64	308,592	127,707	89,777	51,072	4,895	60,111	0	591,146	1,619	95.7
	可燃物	458,159	43	273,584	123,601	60,931	30,944	4,350	—	—	462,509	1,267	96.0
	不燃物	55,171	19	22,200	4,106	28,846	20,128	545	60,111	0	115,827	317	94.1
	資源ごみ	12,810	2	12,808	0	0	0	0	—	0	12,810	35	102.9
R4	合 計	525,604	50	298,878	138,434	88,242	50,464	4,767	61,162	0	591,533	1,620	100.1
	可燃物	454,403	39	266,006	133,890	54,468	28,339	4,240	—	—	458,643	1,256	99.1
	不燃物	58,590	9	20,263	4,544	33,774	22,125	527	61,162	0	120,279	329	103.8
	資源ごみ	12,611	2	12,609	0	0	0	0	—	0	12,611	35	100.0
R5	合 計	520,615	54	290,999	144,290	85,272	52,426	4,846	58,990	0	584,451	1,601	98.8
	可燃物	452,556	37	259,235	139,443	53,841	28,629	4,316	—	—	456,872	1,252	99.7
	不燃物	55,592	14	19,300	4,847	31,431	23,797	530	58,990	0	115,112	316	96.0
	資源ごみ	12,467	3	12,464	0	0	0	0	—	0	12,467	34	97.1

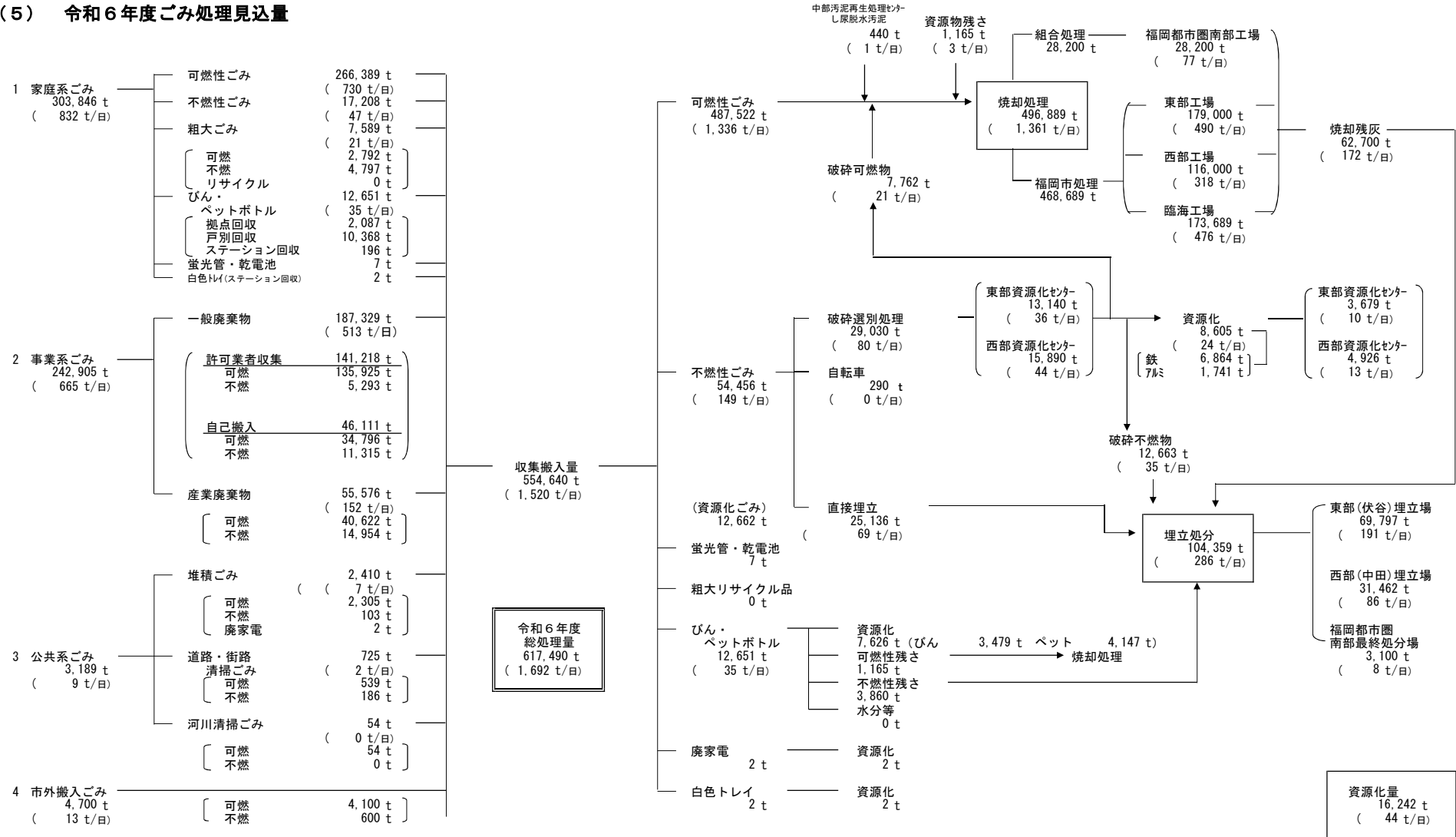
※直営：令和元年度以前は、環境事業所及び区生活環境課の搬入分。令和2年度以降は、区生活環境課の搬入分のみ。

(4) 令和5年度ごみ処理実績

1 家庭系ごみ	可燃性ごみ	(	253,538 t	695 t/日)
	不燃性ごみ	(	14,339 t	39 t/日)
	戸別回収		14,301 t	
	ステーション回収		38 t	
	粗大ごみ	(	7,284 t	20 t/日)
	可燃		2,558 t	
	不燃		4,726 t	
	リサイクル		0 t	
	びん・ペットボトル	(	12,453 t	34 t/日)
2 事業系ごみ	一般廃棄物	(	177,136 t	485 t/日)
	許可業者収集		144,290 t	
	可燃		139,443 t	
	不燃		4,847 t	
	自己搬入		32,846 t	
	可燃		25,212 t	
	不燃		7,634 t	
	産業廃棄物(自己搬入)	(	52,426 t	144 t/日)
	可燃		28,629 t	
	不燃		23,797 t	
3 公共系ごみ	堆積ごみ	(	2,710 t	7 t/日)
	可燃		2,596 t	
	不燃		111 t	
	廃家電		3 t	
	道路・街路清掃ごみ	(	665 t	2 t/日)
	可燃		527 t	
	不燃		138 t	
	河川清掃ごみ	(	53 t	0 t/日)
	可燃		53 t	
不燃		0 t		
4 市外受託ごみ	(	4,846 t	4,316 t	14 t/日)
可燃		530 t		
不燃				



(5) 令和6年度ごみ処理見込量



- 1 1日当たりは、365日換算。
- 2 総処理量は、焼却処理量、埋立処分量及び資源化量の合計に不燃物譲渡を加えたもの。
- 3 単位未満は、原則として四捨五入しているため、総数と内訳の合計が合わない場合がある。

(6) ごみ処理コスト(令和5年度一般家庭ごみ)

収集量1t当たりコスト及び市民1人当たりコスト

※令和5年10月1日現在の推計人口 1,642,571 人

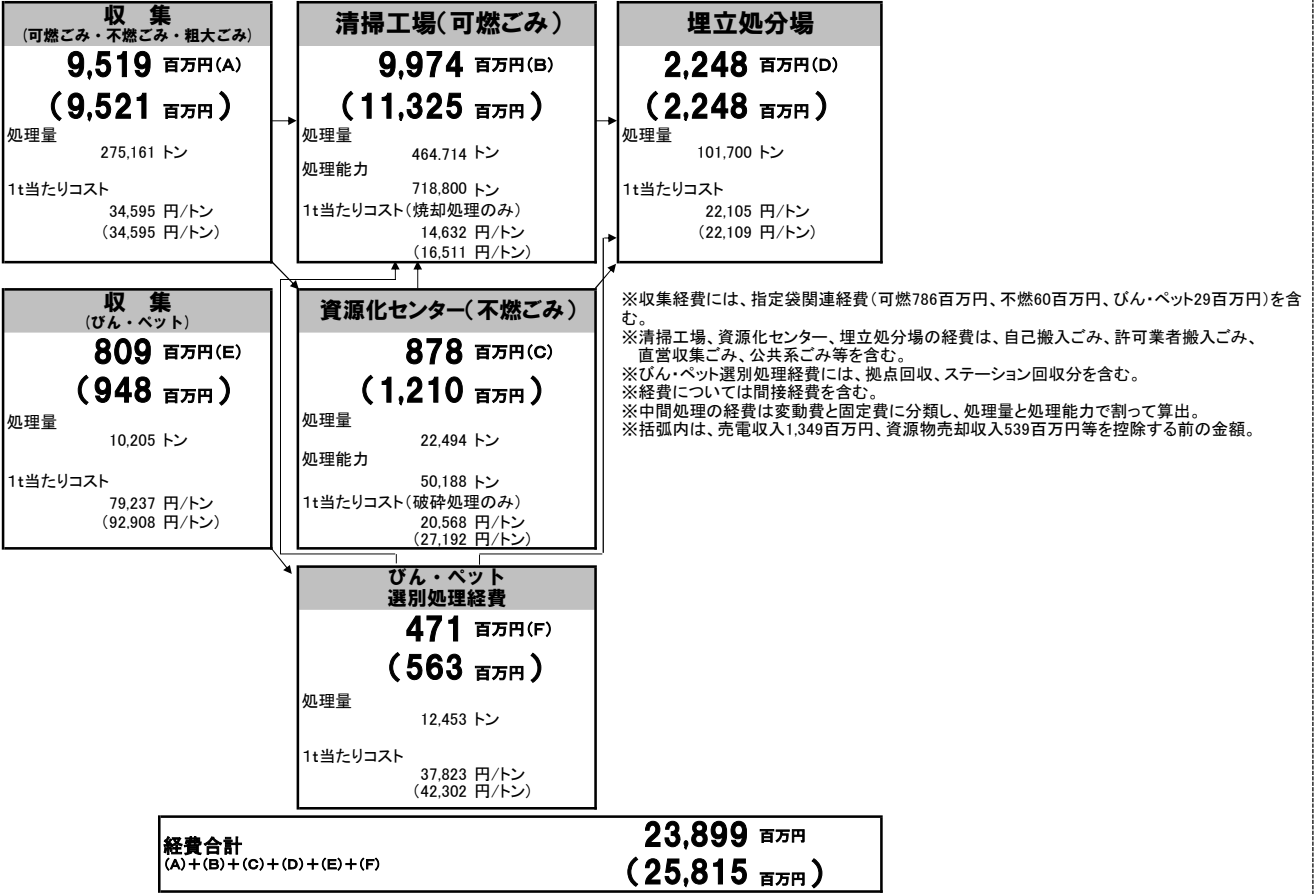
		収集	中間処理	最終処分	計	一袋当り(45L)
収集量1t当り	可燃ごみ	30,285 円 (30,293 円)	14,632 円 (16,511 円)	2,806 円	47,723 円 (49,610 円)	187 円/袋 (194 円/袋)
	不燃ごみ	60,500 円 (60,514 円)	27,359 円 (33,983 円)	10,401 円	98,260 円 (104,898 円)	410 円/袋 (437 円/袋)
	粗大ごみ	133,595 円 (133,629 円)	22,890 円 (27,847 円)	7,734 円	164,219 円 (169,210 円)	
	びん・ペット	79,237 円 (92,908 円)	37,823 円 (45,173 円)	3,345 円	120,405 円 (141,426 円)	200 円/袋 (235 円/袋)
市民1人当り	可燃ごみ	4,675 円 (4,676 円)	2,259 円 (2,549 円)	433 円	7,367 円 (7,658 円)	※1袋当り、 可燃ごみ3.91kg 不燃ごみ4.17kg びん・ペット1.66kg で換算 (令和元年度家庭系ごみ袋の 重量調査結果より) ※括弧内は、売電収入1,349百 万円、資源物売却収入539 百万円等を控除する前の 金額。
	不燃ごみ	528 円 (528 円)	239 円 (297 円)	91 円	858 円 (916 円)	
	粗大ごみ	592 円 (593 円)	102 円 (123 円)	34 円	728 円 (750 円)	
	びん・ペット	492 円 (577 円)	235 円 (281 円)	21 円	748 円 (879 円)	
	計	6,287 円 (6,374 円)	2,835 円 (3,250 円)	579 円	9,701 円 (10,203 円)	

【参考資料】

1 家庭系収集経費

可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合計
7,678 百万円	868 百万円	973 百万円	9,519 百万円
253,538 トン	14,339 トン	7,284 トン	275,161 トン
30,285 円/トン	60,500 円/トン	133,595 円/トン	34,595 円/トン

2 ごみ処理経費



2 し尿処理事業

(1) 現況

本市では、「生活環境の改善」、「公共用水域の水質保全」などの目的で、下水道整備を推進した結果、令和5年度末の下水道処理区域内の人口は約164万人、人口普及率は99.7%に達している。

この下水道整備の進捗に伴い、平成30年度から令和4年度までの5年間に於いて、し尿収集人口は、対前年比平均約8%ずつ減少し、令和5年度については、対前年比約9.6%（168人）の減となり、総人口に占める割合は約0.10%となっている。

令和5年度のし尿、浄化槽汚泥の一日当りの収集量は40kℓで、今後とも減少が見込まれる。

(2) し尿等の収集・搬入

① し尿

くみとり式便所の家庭や事業所については、委託により、令和5年度は6台の車両で、原則として毎月1回の定期収集と臨時くみとりを行っている。

◎ し尿収集の申込み及びし尿収集業務の指示

し尿収集の新規の申込み、解約、又は申込事項を変更する場合は、所定の「し尿処理申出（変更・不要申出）書」又は「住民票異動届」の様式により区役所（生活環境課または市民課、なお西区西部出張所は市民相談係）において受け付け、し尿収集業務の受託者である公益財団法人ふくおか環境財団に必要な指示を行っている。

② 浄化槽汚泥

浄化槽は、毎年1回以上の清掃を行うことが義務付けられており、その清掃汚泥は、市長が許可した浄化槽清掃業者であって一般廃棄物の収集運搬を許可した業者（令和6年4月1日現在、2業者、車両8台）が浄化槽を清掃する際に収集している。

③ 市外搬入し尿

し尿の衛生的な陸上処理が困難な自治体については、行政的な相互協力を図るため、昭和41年8月からし尿終末処理事務の受託を開始し、令和6年4月1日現在では、久山町の1町について受託している。

④ 参考図表

ア 収集運搬計画（令和5年度）

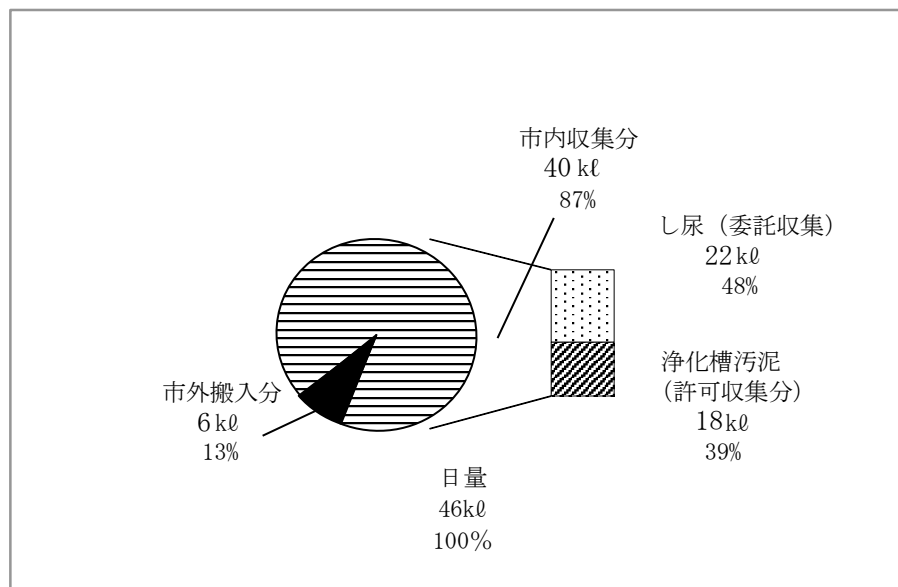
区 分		収集運搬主体	収集区域の範囲	収集回数	収集の方法	搬入先
し尿等	し尿	市（委託）	本市の区域	月1回	戸別収集	中部汚泥再生処理センター
	浄化槽汚泥	市の許可した業者		随時		

（久山中継所は平成18年度末、玄界島中継施設は平成21年度末で廃止）

イ し尿収集対象世帯数

全市世帯数	収集対象世帯数	収集対象人口	収集便槽数	備 考
877, 520世帯	1, 067世帯	1, 587人	1, 399便槽	令和6年4月1日現在

ウ し尿収集搬入比（令和5年度実績）



（3） し尿等の処理・処分

令和5年度におけるし尿収集対象人口は、総人口の約0.10%、1,587人（令和5年度末）で、その収集日量は22kl（以下量は「日量」）である。

その他浄化槽汚泥18kl・し尿処理を受託している市外搬入分6klとあわせて総処理量は46klである。

処理・処分については、中部汚泥再生処理センターにより全量46klを陸上処理している。なお、平成12年度末で海洋投入処分は廃止している。

(4) し尿処理量の推移

区 分				H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
人 口				1,523,537	1,543,921	1,557,669	1,570,095	1,582,695	1,596,953	1,616,351	1,619,893	1,633,502	1,645,863	
前年度比(%)				100.9	101.3	100.9	100.8	100.8	100.9	101.2	100.2	100.8	100.8	
下水道	処理区域人口			1,518,100	1,538,600	1,552,450	1,565,020	1,577,770	1,592,110	1,611,660	1,615,280	1,628,980	1,641,460	
	普及率(%)			99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.7	99.7	99.7	99.7	
	利用人口			1,510,383	1,531,672	1,545,980	1,558,851	1,572,036	1,586,816	1,606,868	1,610,843	1,624,458	1,637,057	
	水洗化率(%)			99.1	99.2	99.2	99.3	99.3	99.4	99.4	99.4	99.4	99.5	
し尿収集人口				3,375	3,085	2,823	2,596	2,381	2,233	2,066	1,909	1,755	1,587	
構成比(%)				0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
前年度比(%)				90.9	91.4	91.5	92.0	91.7	93.8	92.5	92.4	91.9	90.4	
浄化槽人口				9,779	9,164	8,866	8,648	8,278	7,904	7,417	7,141	7,289	7,219	
構成比(%)				0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	
市内収集搬入分	し尿収集量	直 営		0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
		委 託		10,699	10,170	9,699	9,196	8,922	8,962	8,687	8,319	8,195	8,046	
		計		10,699	10,170	9,699	9,197	8,922	8,962	8,687	8,319	8,195	8,046	
			日量		29	28	27	25	24	24	23	22	22	
			前年度比(%)		97.3	95.1	95.4	94.8	97.0	100.4	96.9	95.8	98.5	98.2
	(許可収集)	浄化槽汚泥搬入量		7,487	7,775	8,069	7,333	7,591	7,907	7,119	7,055	7,292	6,567	
		日量		21	21	22	20	21	22	20	19	20	18	
		計		18,186	17,945	17,768	16,530	16,513	16,869	15,806	15,374	15,487	14,613	
			日量		50	49	49	45	45	46	44	42	42	40
			前年度比(%)		98	99	99	93	100	102	94	97	101	94
市外搬入量				2,434	2,381	2,259	2,243	2,126	2,053	2,001	2,139	2,144	2,051	
日量				7	7	6	6	6	6	5	6	6	6	
受託市町				1町	1町	1町	1町	1町	1町	1町	1町	1町	1町	
洗 浄 水				4,199	1,753	0	0	0	0	0	0	0	0	
日量				12	10	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計				24,819	22,079	20,027	18,773	18,639	18,922	17,807	17,513	17,631	16,664	
(要処理量)				68	66	55	51	51	52	49	48	48	46	
前年度比(%)				86.0	89.0	90.7	93.7	99.3	101.5	94.1	98.3	100.7	94.5	
処 理 ・ 処 分	陸 上 処 理	処理センター	脱水汚泥(清掃工場で燃料として焼却)	—	236	464	475	447	484	413	384	433	375	
			日量	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
			下水管放流	—	22,615	47,181	36,662	37,566	38,710	35,822	37,164	38,042	35,051	
			日量	—	124	129	100	103	106	98	102	104	96	
			うち希釈水及び洗浄水等	—	11,123	24,725	15,937	16,873	17,809	16,115	17,384	17,504	16,418	
			日量	—	61	68	44	46	49	44	48	48	45	
			計(希釈水及び洗浄水等を除く)	—	11,728	22,920	21,200	21,140	21,385	20,120	20,164	20,971	19,008	
			日量	—	64	62	57	58	58	55	55	57	52	
			場圧送	中部水処理センター	7,650	3,920	0	0	0	0	0	0	0	0
				東部水処理センター	17,060	8,395	0	0	0	0	0	0	0	0
		計		24,710	12,315	0	0	0	0	0	0	0	0	
		日量		68	67	0	0	0	0	0	0	0	0	
		し尿処理場	し尿処理場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			日量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			計	24,710	24,043	22,920	21,200	21,140	21,385	20,120	20,164	20,971	19,008	
			日量	68	66	63	58	58	58	55	55	57	52	

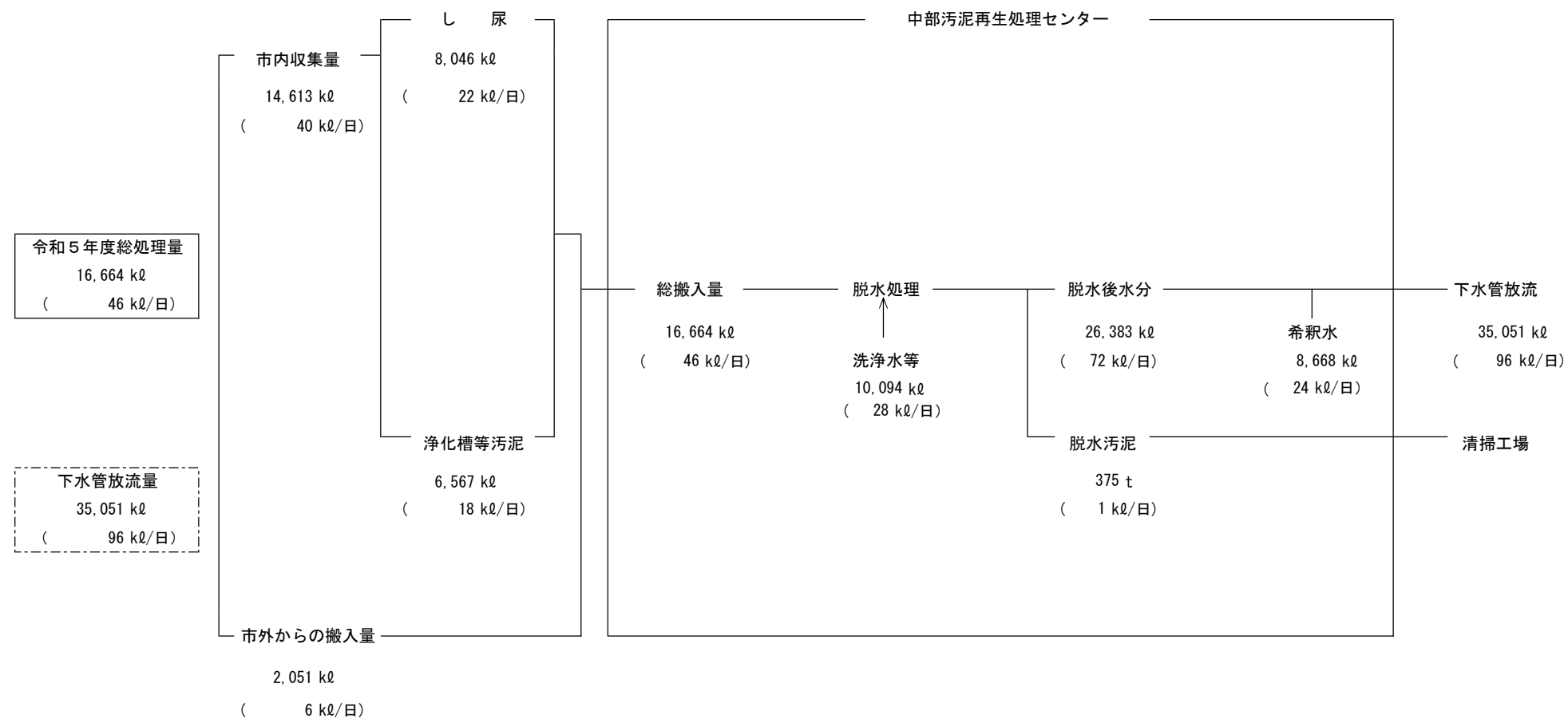
※人口は、年度末の人口(例:令和4年度では、令和5年4月1日現在の推計人口)。

市外搬入量:平成13年度以降は、那珂川町、篠栗町、新宮町、及び久山町の分。平成20年度以降は、那珂川町、新宮町、及び久山町の分。

平成23年10月以降は、那珂川町及び久山町の分。平成26年度以降は、久山町の分。

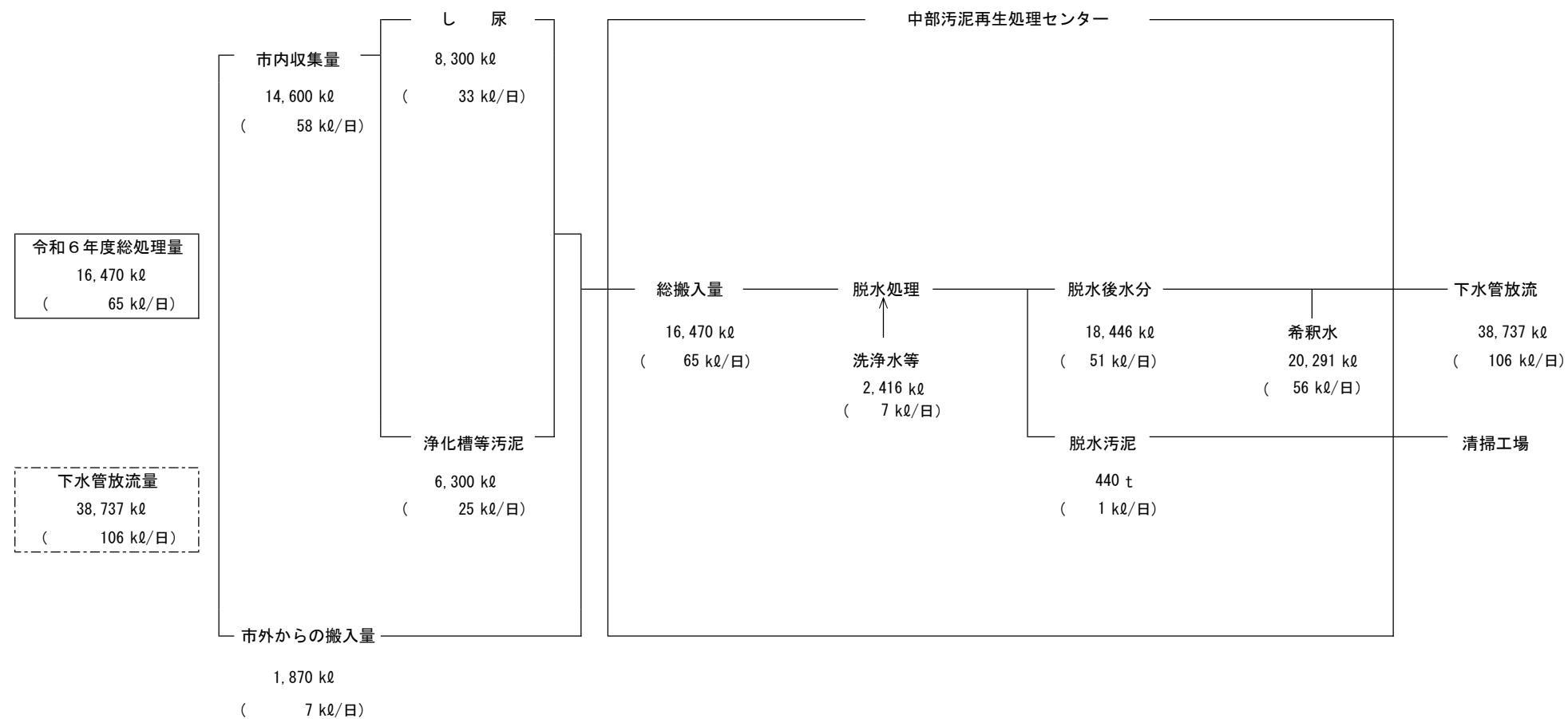
日量は、365日(うるう年は366日)にて割り戻し。

(5) 令和5年度し尿処理実績



(注) 日量は366日で割り戻し

(6) 令和6年度し尿処理計画量



(注) 1. 総搬入量の一日常りは 249日換算 (R6年度搬入予定日数)

(注) 2. 下水管放流量の一日常りは 365日換算 (毎日運転)

3 産業廃棄物対策

(1) 産業廃棄物の現状

① 産業廃棄物の発生及び処理状況

令和3年度における全国の産業廃棄物の発生量は、約3億7,600万トンで、前年度の約3億7,400万トンに比べて約200万トン(約0.6%)の増加となった。発生量のうち、再生利用量は約2億372万トン、減量化量は約1億6,337万トン、最終処分量は約883万トンであり、ほとんどが再生利用及び減量化されている。

令和4年度における市内の産業廃棄物の発生量は、約116万トンとなっており、令和3年度に比べ約5万トン(約4.2%)減少している。種類別の発生量は、がれき類が約63万9千トン、汚泥が約16万3千トンであり、この2種類で全体の約69%を占めている。一方、市内の特別管理産業廃棄物の発生量は、約9.6千トンとなっている。

令和4年度における市内の産業廃棄物処理業者による中間処理量は約125万トンであり、このうち最も多いがれき類の9割以上が再生利用される等、産業廃棄物の減量化及び再生利用が行われている。また、最終処分場においては、約3万8千トンが埋め立てられている。

ア 福岡市内の産業廃棄物発生量

(万トン)

産業廃棄物の種類	平成30年度 市内発生量	令和元年度 市内発生量	令和2年度 市内発生量	令和3年度 市内発生量	令和4年度 市内発生量
燃 え 殻	0.4	0.2	0.3	0.3	0.3
汚 泥 (有 機)	0.7	0.4	1.9	2.3	2.7
汚 泥 (無 機)	22.0	19.9	18.1	13.9	13.6
廃 油	1.4	0.9	1.1	0.9	0.9
廃 酸	0.4	0.1	0.1	0.1	0.1
廃 ア ル カ リ	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
廃プラスチック類	8.9	5.6	5.7	5.5	6.0
紙 く ず	1.1	1.0	1.1	1.4	1.3
木 く ず	9.7	7.1	7.5	6.7	6.3
繊 維 く ず	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
動 植 物 性 残 さ	0.8	0.4	0.4	0.3	0.3
動物性固形不要物	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1
ゴ ム く ず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金 属 く ず	7.3	4.7	5.1	4.6	4.0
ガ ラ 陶	9.6	12.6	11.7	8.5	12.3
鋳 さ い	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1
が れ き 類	90.5	100.7	80.6	70.3	63.9
家 畜 ふ ん 尿	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
家 畜 の 死 体	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ダ ス ト 類	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
政令第13号廃棄物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
混 合 廃 棄 物	10.9	8.3	8.4	5.6	3.5
合 計	164.2	162.1	142.2	120.7	115.6

※産業廃棄物収集運搬業者の実績報告書の集計値

イ 福岡市内の特別管理産業廃棄物発生量

(トン)

産業廃棄物の種類	平成30年度 市内発生量	令和元年度 市内発生量	令和2年度 市内発生量	令和3年度 市内発生量	令和4年度 市内発生量
燃 え 殻	15.2	17.1	0.0	0.0	26.3
汚 泥	90.1	10.1	4.2	55.7	84.4
廃 油	314.2	294.2	254.6	351.5	401.5
廃 酸	605.8	431.7	404.0	271.3	252.9
廃 アルカリ	420.1	319.8	281.9	266.4	403.9
鋳 さ い	0.0	0.0	76.8	0.0	0.0
ダ ス ト 類	15.6	0.2	0.0	10.7	0.0
政令第13号廃棄物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
感 染 性 廃 棄 物	5,643.5	5,730.0	6,857.9	9,670.1	8,280.4
廃 P C B 等	166.3	171.5	116.3	147.7	75.2
廃 石 綿 等	84.1	294.4	141.3	421.9	90.9
廃 水 銀 等	11.1	0.0	0.4	0.2	0.0
混 合 廃 棄 物	0.2	0.0	0.6	0.2	0.0
合 計	7,366.3	7,269.0	8,137.9	11,195.9	9,615.5

※産業廃棄物収集運搬業者の実績報告書の集計値

ウ 福岡市内の産業廃棄物処理業者による処理量 (令和4年度)

(トン)

	市内発生分	市外発生分	合 計
産 業 廃 棄 物 中 間 処 理 量	907,574	340,595	1,248,169
特別管理産業廃棄物中間処理量	249	51	300
産 業 廃 棄 物 最 終 処 分 量	13,862	24,125	37,987

※産業廃棄物処理業者の実績報告書の集計値

② 産業廃棄物処理業者の許可状況

令和6年3月31日現在の本市における産業廃棄物処理業者の許可業者数については、合計で110件である。

産業廃棄物処理業者の許可状況 (令和6年3月31日現在)

年度	収集運搬業	中間処理業	最終処分業	特 別 管 理 産業廃棄物 収集運搬業	特 別 管 理 産業廃棄物 中間処理業	合計
R1	41(30)	65	5	4(3)	2	117
R2	38(28)	65	4	4(3)	2	113
R3	38(27)	65	4	4(3)	2	113
R4	36(27)	65	4	4(3)	2	111
R5	34(25)	66	4	4(3)	2	110

※業者数中の括弧内について、積替え保管業者数(内数)を示す。また、合計は延べ許可業者数を示す。

③ 産業廃棄物処理施設の設置状況

本市に設置されている「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第15条に規定される産業廃棄物処理施設は53施設（移動式を含む。）であり、そのうち事業者の自己処理施設は10施設である。

産業廃棄物処理施設の設置状況（令和6年3月31日現在）

施設の種類	施設数（移動式を含む）			残余容量
	合計	事業者	処理業者	
合計	53	10	43	
汚泥の脱水施設	15	5	10	
汚泥の焼却施設	0	0	0	
汚泥の乾燥施設	0	0	0	
廃油の焼却施設	1	0	1	
廃プラスチック類の破砕施設	5	0	5	
廃プラスチック類の焼却施設	2	1	1	
シアン分解施設	0	0	0	
その他の焼却施設	2	1	1	
木くず、がれき類の破砕施設	23	1	22	
安定型処分場	4	2	2	118,983(m³)
管理型処分場	1	0	1	1,772(m³)

※安定型処分場の残余容量は令和5年3月31日現在

管理型処分場の残余容量は令和3年3月31日現在

④ 自動車リサイクル法登録・許可業者数及び処理状況

令和5年度における全国の使用済み自動車の処理台数は約273万台であり、適正処理された車は、エンジン・ボディ等を中古部品として、また、タイヤ（燃料）・ボディ（鉄）等を原材料として、車の90%以上がリサイクルされている。

令和5年度の市内の実績は、約4千台の使用済み自動車が引き取られ、フロン・廃油・エアバック類の処理、中古部品のリサイクル、更に、解体・破砕した鉄スクラップが鉄として再生されている。

自動車リサイクル法登録・許可業者数及び処理状況

	業者数	処 理 台 数 (台)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
引 取 業 者	84	5,129	3,930	3,971
フロン類回収業者	21	2,958 (うち再利用0)	2,552 (うち再利用0)	2,740 (うち再利用0)
解体業者	12	3,259 (うちガラ輸出5)	2,875 (うちガラ輸出2)	2,947 (うちガラ輸出3)
破 砕 業 者	5	5,814	5,109	4,627
合 計	122			

※業者数は令和6年3月31日現在

(2) 産業廃棄物処理の指導について

産業廃棄物を取り巻く状況は日々変化しており、それに伴い廃棄物処理法上の関係法令も毎年のように改正されている状況である。

本市においては、次の4項目を基本に、産業廃棄物処理の適正化及びより一層の減量化・有効利用に積極的に取り組んでいる。

- ①適正処理の推進
- ②減量化・有効利用の推進
- ③適正処理施設設置の推進
- ④排出事業者及び処理業者の意識向上の推進

(3) 適正処理の推進

① 産業廃棄物排出事業者の監視・指導

ア 法に基づく産業廃棄物多量排出事業者の指導

廃棄物処理法第12条第9項、同条第12条の2第10項に基づき、多量排出事業者（前年度の産業廃棄物発生量が1,000 t（特別管理産業廃棄物は50 t）以上である事業者）は、産業廃棄物の減量、処理に関する計画、及びその実施状況を提出することとされている。

令和5年度には、291事業者の計画書等を受理し、1年間に渡り縦覧に供している。

なお、例年は、提出のあった中から抽出した事業者に対して立入検査を行い、廃棄物の減量、適正処理に関する指導・助言を行っているところであり、令和5年度にあつては33事業業者に立入検査を行った。

なお、この処理計画書等は、平成23年度提出分から、本市ホームページにて公表している。

イ 多量に産業廃棄物を排出する建設事業者の指導

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年福岡市条例第26号）により、建設系廃棄物を多量（発生見込量が500m³以上）に排出する事業者等には、産業廃棄物処理計画書等の提出を義務づけており、これらの事業所に対しては立入検査を行い、適正処理を指導している。（令和5年度受理件数：127件、立入件数 125件）

●主な指導内容（上記ア及びイ）

委託契約書の締結、管理票（マニフェスト）の記載・交付・確認・保管
減量化・有効利用の推進

ウ 特別管理産業廃棄物排出事業者の指導

(ア) アスベスト排出事業者

アスベスト廃棄物の適正保管・処理、飛散等の事故を防止するため、アスベスト除去等工事現場へ立入検査を行い、指導している。(立入件数：45件)

(イ) PCB保管事業者

PCB特別措置法に基づき提出されるPCB廃棄物保管及び処理状況報告の届出による適正処理の確認の後、必要に応じ随時説明会や立入検査を行い、早期かつ適正処理を指導している。(立入件数：16件 届出事業所数：95事業所)

(ウ) 病院・その他の有害廃棄物の排出事業者

感染性廃棄物を排出する病院・医療関係検査機関及び重金属関係の廃液等を排出する事業者に対し、廃棄物の適正保管・処理、事故防止のため、必要に応じ立入検査を行い、指導しているところであり、令和4年度にあっては新型コロナウイルス蔓延による病院業務多忙に配慮し立入検査を中止していたが、令和5年度は13事業者に立入検査を行った。

●主な指導内容(上記(ア)～(ウ))

管理責任者の設置、廃棄物の分別・保管状態、事故防止の取組み
委託契約書の締結、管理票(マニフェスト)の記載・交付・確認・保管

② 産業廃棄物処理業者の指導

本市内に処理施設を有する全ての処理業者(中間処理業者、最終処分業者、積替え保管業者)に対し、年間計画に基づき、業態に応じた内容の立入検査を行うとともに、必要に応じて随時立入検査を行うことにより、適正処理を指導している。

本市内に施設を有しない処理業者や福岡県知事による許可業者に対しても、必要に応じて立入検査を行い、適正処理を指導している。

(立入件数：385件)

●主な指導内容

処理業者の業態に応じた頻度での処理状況や保管状況の監視
委託契約書の締結、管理票(マニフェスト)の記載・交付・確認・保管、帳簿の記録
最終処分場における維持管理情報の公表、放流水・浸透水の水質検査
焼却施設における維持管理情報の公表、排ガス中のダイオキシン類の検査

③ 自動車リサイクル業者の指導

全ての解体業・破砕業許可業者に対し、年間計画に基づき、業態に応じた内容の立入検査を行うとともに、必要に応じて随時立入検査を行うことにより、適正処理を指導している。

登録業者に対しても、(公財)自動車リサイクル促進センターからの不適正処理に関する情報提供などから、必要に応じて立入検査を行い、適正処理を指導している。

(立入件数：49件)

●主な指導内容

業者の業態に応じた頻度での処理状況や保管状況の監視
自動車リサイクルシステム、帳簿の記録
法で回収が義務付けられているフロン類やエアバッグ等の適正処理

④ 苦情処理及び行政処分

不適正処理等に関する苦情に対しては、現地調査を行った上で適切に対応している。（令和5年度苦情処理件数：18件）

また、苦情処理及び立入調査などで不適正処理が発覚した場合は、口頭指導、文書指導を行い、改善が認められなければ行政処分等の措置を行っている。（令和5年度文書指導件数：3件）

立入検査実施状況（環境局対応分）

区 分		年 度	R1	R2	R3	R4	R5
排出事業者	廃棄物処理法に基づく多量排出事業者		41	0	4	0	33
	建設工事現場及びその他の排出事業所 ※1		244	64	59	117	206
	P C B 保管事業者		411	22	15	21	16
	ア ス ベ ス ト 除 去 工 事 現 場		92	89	61	31	45
	病院・その他の有害廃棄物の排出事業場		24	0	2	0	13
許可業者	産業廃棄物処理業許可業者等		674	445	432	465	385
	自動車リサイクル法許可業者		127	65	68	48	49
苦情	不適正処理など苦情に関するもの		16	11	21	25	18
監視	重点監視事業所等 ※2		368	227	178	156	207
合 計			1,997	923	840	863	972

※1 ①イに記載の多量に産業廃棄物を排出する建設事業場及びその他の排出事業所の立入検査の合計

※2 過去に苦情等があり、継続して監視が必要と認めた事業所

（４） 減量化・有効利用の推進

① 公共工事における有効利用の推進

公共工事における建設系廃棄物のリサイクル及び適正処理を推進するため、庁内関係部局による「建設廃棄物・発生土等のリサイクル及び適正処理推進協議会」を平成5年4月に設置し、情報交換、調査・研究等を行っており、現在「がれき類」「建設汚泥」「残土」「グリーン調達」の専門部会を設けている。

なお、本市発注の土木建設工事により発生する建設廃材については、再生利用施設を活用するとともに、道路舗装工事における再生品の利用基準を定め、廃コンクリート片を破碎し粒度調整した再生路盤材を使用するなど、産業廃棄物の減量化・有効利用に努めており、令和3年度のコンクリート塊、アスファルト塊のリサイクル率は、ほぼ100%となっている。

② その他の有効利用

産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対し、立入検査や講習会等において、産業廃棄物の減量化・有効利用を促進するよう指導をしている。

また、平成5年9月に「建設廃棄物の自ら利用に係る事務処理要領」を、さらに平成20年4月に「建設汚泥の自ら利用に係る事務処理要領」を、順次制定し、建設廃棄物及び建設汚泥の自ら利用計画書等の提出を求め、適正処理、有効利用の推進を図っている。

(5) 適正処理施設の設置の推進

処理施設設置の際には、「福岡市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱」（平成3年9月1日施行）に基づき、処理施設設置者と地域住民の合意形成が円滑に行われるよう努めている。

(6) 排出事業者及び処理業者の意識向上の推進

廃棄物処理法は改正が繰り返されており、法律に対する排出事業者及び処理業者の知識不足が懸念されている。

また、現在の不適正処理の一因として、コスト主義による安価な処理料金への偏重、処理委託後の責任所在の曖昧さなど、排出事業者の産業廃棄物処理責任についての認識不足があげられる。

そのため、法令に関する知識及び産業廃棄物の現状と課題に対する知識の普及・啓発に努め、事業者、業界団体と連携を取りながら、産業廃棄物の減量及び適正処理に対する理解と関心を高める必要がある。

① 普及啓発の推進

- ・排出事業者に対する立入検査や講習会を通して、自己処理責任の徹底を図っている。特に、土木・建設業においては、元請業者のみならず、工事発注者（本市発注の公共工事の場合にあっては工事担当課）に対しても、その責務の認識を高めていく。
- ・産業廃棄物処理業者に対する講習会やこれらの業界の指導・育成に努め、処理業者の資質向上を図っている。
- ・各業界団体の実施する研修会等への協力を行い、業界団体の資質向上を図っている。

② 講習会等の実施

排出事業者及び処理業者の産業廃棄物に対する認識を高め、産業廃棄物の減量化・有効利用及び適正処理を推進するため、講習会及び説明会を実施している。

なお、処理業者や土木建設業者等の各種団体からの要請に応じ、本市から講師を派遣している。（令和2～3年度：新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）

講習会実施状況

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
実施回数(回)	7	0	0	1	4
受講者数(人)	509	0	0	9	47

4 外 郭 団 体

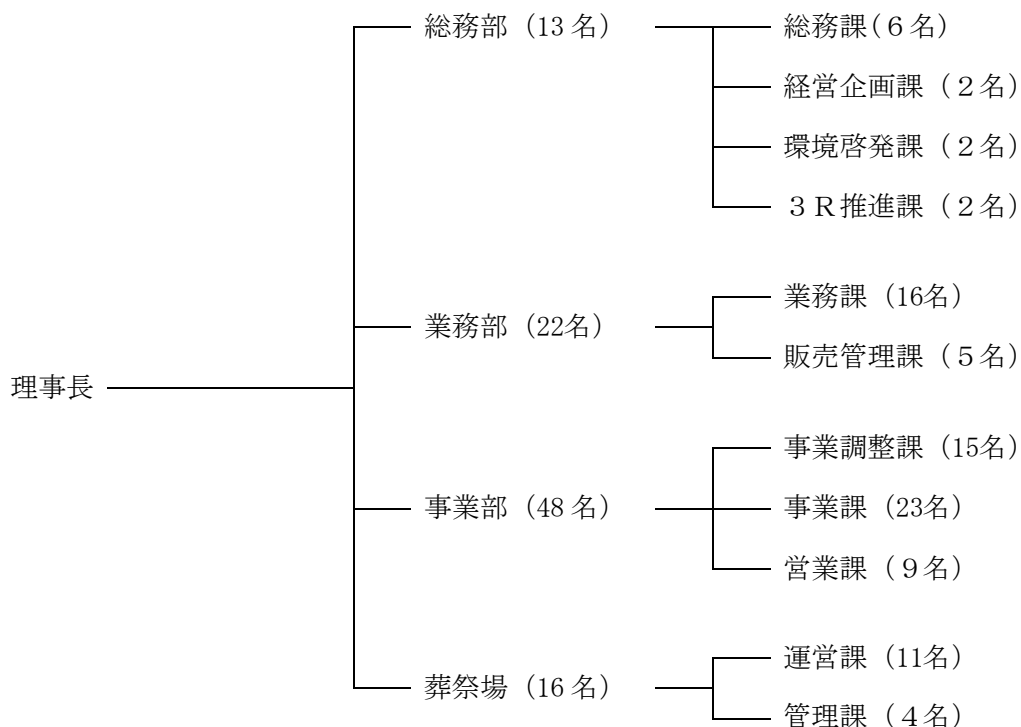
(1) 公益財団法人 ふくおか環境財団

下水道整備の進捗に伴い、散在化する対象世帯からし尿の効率的収集を図るとともに、委託制度切り替えに伴うし尿処理手数料の徴収事務に対処するため、昭和44年7月に設立、平成19年4月に株式会社都市環境と統合し、平成27年4月より公益財団法人へ移行した。

法 人 概 要 (令和6年4月1日現在)

- ①名 称 公益財団法人 ふくおか環境財団
- ②所 在 地 福岡市中央区那の津二丁目10番15号
- ③設 立 平成19年4月1日
- ④基本財産 2,000万円 (全額福岡市出資)
- ⑤事業目的 廃棄物を適正に処理し、資源循環型社会の形成に資する事業を推進するとともに、広く公共の福祉の見地から公衆衛生の向上を図ることにより、住民の健康で文化的な生活環境の確保に寄与することを目的とする。
- ⑥事 業
 - ア 環境に関する調査、研究及び啓発
 - イ 廃棄物処理技術の普及に関する事業
 - ウ 廃棄物関連施設の管理運営に関する事業
 - エ 廃棄物の収集及び運搬に関する事業
 - オ 家庭系指定袋の調達、保管及び配送に関する事業
 - カ 廃棄物処理手数料に関する事業
 - キ 家庭系粗大ごみ収集の受付及び相談に関する事業
 - ク 福岡市葬祭場の管理運営及び整備に関する事業
 - ケ 排水設備の検査に関する事業
 - コ 土地の貸付に関する事業
 - サ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

⑦組 織



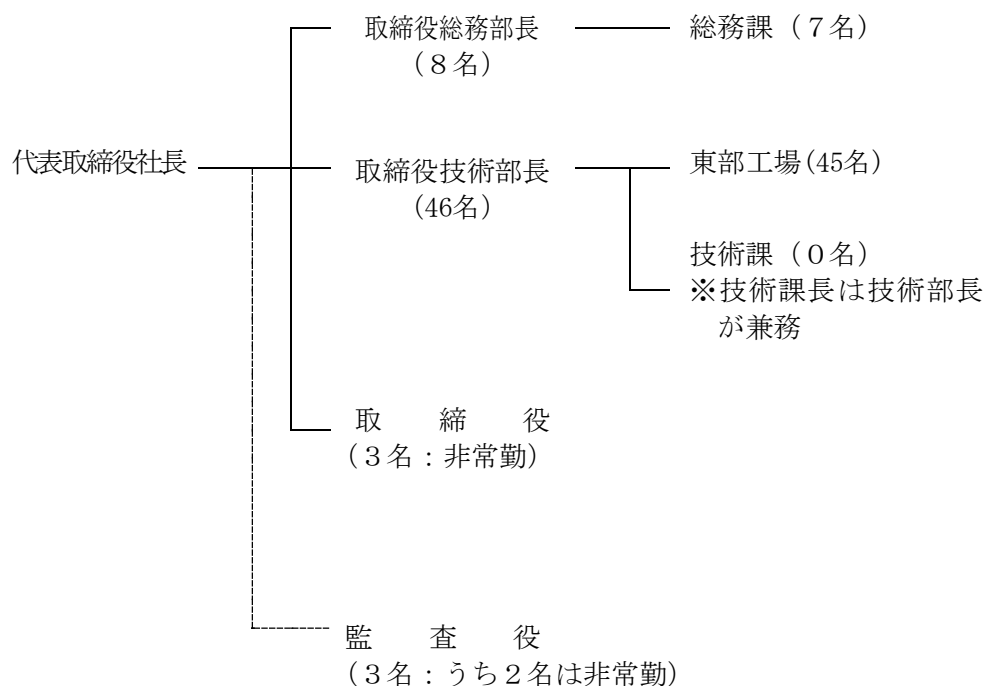
(総数100名)

（２）株式会社 福岡クリーンエナジー

東部工場の建設・運営にあたり、循環型社会の構築という共通認識のもと、民間の資金、経営能力を活用して、効率的な施設の建設・運営を行うとともに、ごみ処理発電における熱回収の更なる効率化を目指して、九州電力株式会社との共同出資により、平成12年10月20日に設立した。

会 社 概 要（令和6年4月1日現在）

- ①名 称 株式会社 福岡クリーンエナジー
- ②所 在 地 福岡市東区蒲田5丁目11番2号
- ③設 立 平成12年10月20日
- ④資 本 金 50億円（福岡市51%、九州電力（株）49%）
- ⑤事業目的 廃棄物処理の効率化、資源及びエネルギーの有効活用等を図るため、東部工場の建設及び運営と、これにより生ずる電気及び熱の供給等の事業を行うことを目的とする。
- ⑥事 業
 - ア 福岡市との契約に基づく廃棄物の処理
 - イ 前号により生ずる電気及び熱の供給
 - ウ 廃棄物の処理及び発電に関する施設の建設及び運営
 - エ 前号に関するコンサルティング
 - オ 前各号に付帯する一切の事業
- ⑦組 織



(総数56名)